

児童の権利に関する条約

(子どもの権利条約)

—小学校高学年のみなさんへ—



奈良県・奈良県教育委員会

はじめに

世界には、いろいろな国々があります。

その中には、戦争のために家族を失ったり、飢えや貧しさなどのために、今なお苦しんでいるたくさんのお子どもたちがいます。

わたしたちのまわりにも悩んだり、苦しんだりしている友だちはいないでしょうか。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)は、世界中のすべての子どもたちが幸せに、そして生き生きと生活できるように、平成元年(1989年)に国際連合で生まれた条約です。

日本では、平成6年(1994年)5月22日に、この条約を守っていくことになりました。みなさんは、一人一人がかけがえのない大切な人間です。自分の意見を自由に言ったり、のびのびと自分の思いを表現したりすることができるのです。みんなが幸せに暮らせるように、友だちや大人の人といっしょにこの条約について考えていきましょう。

どの子どもも差別されることなく、
大切にされます

一人一人は、みんな違ってあたりまえです。

男の子も女の子も、どこの国の子も、それぞれが人間として大切にされます。

(第2条 差別の禁止)



子どもにとって最もよいことが考えられます

子どもに関係のあることを決めるときには、何が子どもにとって一番よいのが考えられます。

(第3条 児童の最善の利益)

命が大切にされ、すくすくと育つよう守られます

だれもが、生まれたときからかけがえのない命をもっています。

その命が大切にされ、すこやかに育っていくように守られます。

(第6条 生命に対する権利)



自分の意見は、自由に言えます

子どもだからという理由で、自分の考えが言えなかったり、聞いてもらえなかったりすることはありません。

子どもの意見も大切にされなければなりません。

(第12条 意見を表明する権利)



自分の思いや考えをのびのびと表現できます

だれもが自分の考えたことや感じたことを自由に表現することができます。

そのために必要なことを自由に知ることができます。

(第13条 表現の自由)



自由にものを考えたり、信じたりすることができます

心に思うことや何かを信じたりすることは、自由です。思う、思わない、信じる、信じないは、ひとりひとりが自由に決めることができます。

(第14条 思想、良心及び宗教の自由)

個人の秘密は、守られます

ほかの人に知られたくないことは、子どもにだってあります。

大人と同じように個人の秘密は、守られます。

(第16条 私生活等への不当な干渉からの保護)

子どもは暴力などから守られます

子どもは、暴力をふるわれたり、心を傷つけられたりするようなことから守られます。

(第19条 虐待、放任、搾取からの保護)

障害のある子どもは、大切に守られます

障害のある子どもが、安心して生活できるように、いろいろな面での援助がされなければなりません。

(第23条 障害のある子どもの保護)

健康で、安全な生活を送ることができます

すべての子どもは、健康な生活を送ることができます。そのために、病気の治療を受けたり、健康回復のために十分な保護を受けたりすることができます。

(第24条 健康な生活を送る権利)

だれもが、楽しく学ぶことができます

すべての子どもは、学校で楽しく勉強したり遊んだりすることができます。

(第28条 教育についての権利)

一人一人が尊重され、自分のもっている力を伸ばすことができます

すべての子どもは大切にされ、自分のもっている力を思いきり伸ばすことができます。

(第29条 教育の目的)

ゆっくり休んだり、遊んだり することができます

ゆっくり休む時間や自由に遊ぶ時間を持ち、心や身体を休めることができます。

また、レクリエーション活動や芸術活動に参加することができます。

(第31条 休息、余暇及び文化的な生活に関する権利)



<保護者の皆さんへ>

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、平成元年(1989年)に、国際連合の総会で全会一致で採択されました。日本では、平成6年(1994年)4月に批准され、5月に条約の効力が生まれました。

この条約は、子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進することを目指しています。18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。

条 約：権利や義務を取りまとめた約束のこと

批 准：国として、条約を法律で認めること。